

主 文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 事案の概要

本件は、再審査請求人（以下「請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、平成〇年〇月〇日付で、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付でこれを却下する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第2 請求人の主張の要旨

（略）

第3 理 由

1 労災保険法第38条第1項においては、保険給付に関する決定（以下「原処分」という。）に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすると規定されている。当該規定の趣旨は、当審査会の原処分の当否に関する裁決は、原則として、審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解される。

したがって、労働者災害補償保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下と判断されたものについては、当該判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。

本件の場合、審査官は、請求人の行った本件審査請求を不適法なものであるとしてこれを却下している。

2 そこで、審査官がした上記却下の判断の当否について検討する。

(1) 審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第8条第1項の規定により、審査請求人が原処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないとされているところ、この点について以下に検討する。

(2) 請求人は、労働保険審査請求書（以下「請求書」という。）において、本件処分のあったことを知った日を「平成〇年〇月〇日」としているが、簡易書留（お問い合わせ番号：〇号）の履歴情報によれば、療養・休業補償給付等不支給決定通知書が請求人に配達された日時は、「平成〇年〇月〇日（午前〇時〇分）」とされているから、本件処分のあったことを知った日は、「平成〇年〇月〇日」とあると認められる。

そうすると、本件の請求期間は、平成〇年〇月〇日の翌日から起算して3か月後の平成〇年〇月〇日となる。

しかしながら、請求人が請求書を送付した際に用いた封筒の切手には「〇、〇.〇.〇.」との印字が認められ、請求人が請求書を「平成〇年〇月〇日」に〇郵便局に投函したと認められるから、本件審査請求が法定の請求期間を経過した後にされたことは明らかである。

(3) ところで、労審法第8条第1項ただし書では、審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、審査請求人が正当な理由により請求期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬと解するのが相当である。

(4) 本件についてみると、請求人は、請求書において、請求期間を経過した理由について、要旨、精神障害や身体の痛みがあつたこと、親戚の葬儀があつたこと、通院したこと等が理由であると疎明しているが、当該理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知

るに足りる事情であるとはいひ難いものであるから、上記の「正当な理由」について疎明したものとは認められない。

(5) したがって、当審査会としても、本件審査請求は、不適法なものであり、これを却下した審査官の決定は妥当であると判断する。

3 以上のとおり、本件再審査請求も、適法要件を欠く審査請求を基礎とする不適法なものであるから、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下することとして、主文のとおり裁決する。